# 川越地区消防組合設立50周年記念ロゴマーク募集要項

#### 1 趣旨

川越市及び川島町における消防事務を共同処理するため、昭和48年(1973年)4月1日に設立された川越地区消防組合(以下「組合」という。)は、令和5年(2023年)4月1日に設立50周年を迎えます。様々な記念事業を展開するにあたり、川越市民及び川島町民のみなさまと一体感を持って設立50周年を盛り上げるため、組合設立50周年記念ロゴマークを募集します。

## 2 使用目的

採用作品は、組合設立50周年を広くPRするため、各種印刷物や組合ホームページ、 関連グッズ等で使用するほか、組合が認める事業等でも使用します。(消防行政だけでな く、広く住民等が活用することを想定しています。)

#### 3 募集内容

#### (1) 募集期間

令和3年8月16日(月)から9月30日(木)※必着

# (2) ロゴマークの条件

- ① 組合をイメージした親しみやすさがあり、組合設立50周年であることがわかるデザインとしてください。
- ② フルカラー・単色・モノクロでの使用や、拡大・縮小してもイメージが損なわれない デザインとしてください。
- ③ できるだけ多くの方に見分けしやすい配色を選ぶ、障がいのある方や高齢者を含めたすべての方に情報が伝わるよう配慮するなど、ユニバーサルデザインを心掛けたデザインとしてください。
- ④ 手書きで作成する場合は、所定の応募用紙又は画用紙などのA4白色用紙を縦長で使用し、縦10cm×横10cmの枠内にデザインしてください。作品の背景は白色とし、作品に重ならないように天地を示してください。
- ⑤ 電子データで提出する場合は、ファイル形式を PDF、JPG、PNG、GIF のいずれかとし、 解像度は 350dpi 程度、データサイズは 5MB 以内としてください。また、A 4 サイズ で印刷した際にデザインが鮮明にわかるものとしてください。なお、AI・PSD 形式な どで作成した元データは、後日提出を求める場合があります。

#### (3) 応募資格

応募者の制限はありません。(プロ・アマ・年齢を問いません。) 応募数に制限はありませんが、1申請につき1作品とします。

# (4) 応募方法

ロゴマークの応募方法は、電子メール・郵送のいずれかとします。 それぞれの応募 方法の注意事項は下記のとおりです。

- ① 電子メールでの応募方法
  - ・組合ホームページからダウンロードした応募用紙に必要事項を入力し、応募作品の データとともに添付したうえ、応募先のメールアドレスへ送信してください。なお、 その場合は件名を「組合設立50周年記念ロゴマーク応募」としてください。
  - ・1人何点でも応募できますが、1通のメールで1つの作品を送信してください。
- ② 郵送での応募方法
  - ・作品が電子データの場合は、電子媒体(CD-R 等)に応募作品と必要事項を入力した応募用紙のデータを保存し、郵送してください。
  - ・作品が手書きの場合は、応募作品の原本(応募用紙に直接記載しても可)と必要 事項を記入した応募用紙を郵送してください。その際、作品を折り曲げたり丸めた りしないでください。
  - ・1人何点でも応募できますが、1作品につき、1用紙としてください。

## (5) 応募及び問合せ先

川越地区消防組合 消防局総務課 企画財政担当 宛

〒350-0823 川越市神明町 48-4

電 話:049-222-0741 (総務課直通) メール:soumu@119kawagoechiku.jp

#### 4 選考方法

一次審査:川越地区消防組合設立50周年記念事業実行委員会作業部会で審査し、 10点程度を選出します。

二次審査:川越市内または川島町内に在住・在勤・在学のみなさまから投票していただき、3点を選出します。

最終審査:川越地区消防組合設立50周年記念事業実行委員会で審査し、最優秀賞1 点、優秀賞2点を決定します。

# 5 結果発表

採用作品の制作者に通知するとともに、組合ホームページ及び組合広報紙で発表します (制作者への通知は令和3年12月を予定)。

## 6 表彰

最優秀賞(採用作品): 賞状、副賞(賞金2万円(商品券))、一日消防局長(希望制)、 はしご車搭乗体験(希望制)

※18歳未満の場合は、商品券に代えて図書カードを賞品とさせていただきます。

優秀賞(2点):賞状、副賞(賞金2千円(商品券))、はしご車搭乗体験(希望制) ※18歳未満の場合は、商品券に代えて図書カードを賞品とさせていただきます。

### 7 著作権等に関する事項

- (1) 応募作品の著作権、商品化権、使用権、商標権その他一切の権利は、無償譲渡する ものとし、組合に帰属するものとします。また、その使用に関して著作者は著作者 人格権を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
- (2) 応募作品が既発表作品と同一、酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害となる場合(応募後に侵害となった場合を含みます。)、本募集要項に反している場合又は法令に反している場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。また、既に賞金を授与した後にその事実が判明した場合は、賞金及び商品代を返還していただきます。
- (3) 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、応募者 自らの責任と費用で解決してください。組合は一切の責任を負いかねます。なお、 応募作品に関連して、組合が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合が あります。
- (4)他の自治体・企業・団体等が募集するロゴマークへの二重応募は認められません。

#### 8 個人情報に関する事項

- (1) 応募者の個人情報は、選考結果の通知、受賞作品の発表、賞品の授与のために使用し、これ以外の目的には使用しません。
- (2) 受賞された場合は、制作者の氏名、年齢、住所(市町村名まで)を、組合ホームページ・ 組合広報紙等で公表することがあります。

# 9 応募に関する注意事項

- (1) 作品提出にかかる費用については、応募者の負担とします。
- (2) 応募作品・書類や、提出された電子媒体は返却しません。
- (3) 応募作品を提出後に修正することはできません。
- (4)受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考経過のお問い合わせには対応しかねますのでご了承ください。

(5)送付中やメール送信中の事故で作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らか の障害で作品を確認できない等の問題が発生した場合、組合は一切責任を負いませ ん。

# 10 その他の注意事項

- (1)以下の場合は失格となります。
  - ① 応募作品の内容が公序良俗に反する場合
  - ② 提出書類に虚偽の記載をした場合
  - ③ 本募集要項の要件を満たしていない場合
- (2)組合が採用作品を公表するまでの間は、応募したデザイン案を他者に公表しないでください。
- (3) 採用作品の使用にあたっては、作成者と協議の上、必要に応じてデザインや色彩など を加工又は修正する場合があります (手書き作品については、組合でデジタル化します)。
- (4) 18歳未満の方は、保護者の同意が必要になります。
- (5) 本募集要項に取り決めのない事項については、組合の判断により決定します。
- (6) 応募の時点で、本募集要項記載事項に同意したものとします。